第2編

第６期上田市障がい福祉計画

第２期上田市障がい児福祉計画

第１章　上田市障がい福祉計画及び上田市障がい児福祉計画について

１　第６期障がい福祉計画及び第２期障がい児福祉計画の目的

第６期障がい福祉計画及び第２期障がい児福祉計画は、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるようサービス基盤整備等に係る令和５年度末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス*及び相談支援並びに地域生活支援事業*を提供するための体制確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

また、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るとともに、サービスの質の確保、向上を図るための環境整備が計画的に図られることを目的としています。

２　障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の位置付け

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法*第 88 条第１項に基づく「市町村障害福祉計画」に位置づけられ、障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援するために、障がい福祉サービス*等の提供体制の確保に関する数値目標や、サービスごとの必要な見込量などを定める計画です。

「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条第 20 第１項に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけられ、障がい児支援の提供体制の確保と円滑な実施を図るための計画であり、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるものとされています。

上田市では、障がい福祉サービス*、相談支援、地域生活支援事業*及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保する提供体制を総合的かつ計画的に推進するため、第６期上田市障がい福祉計画と第２期上田市障がい児福祉計画を一体的に策定します。

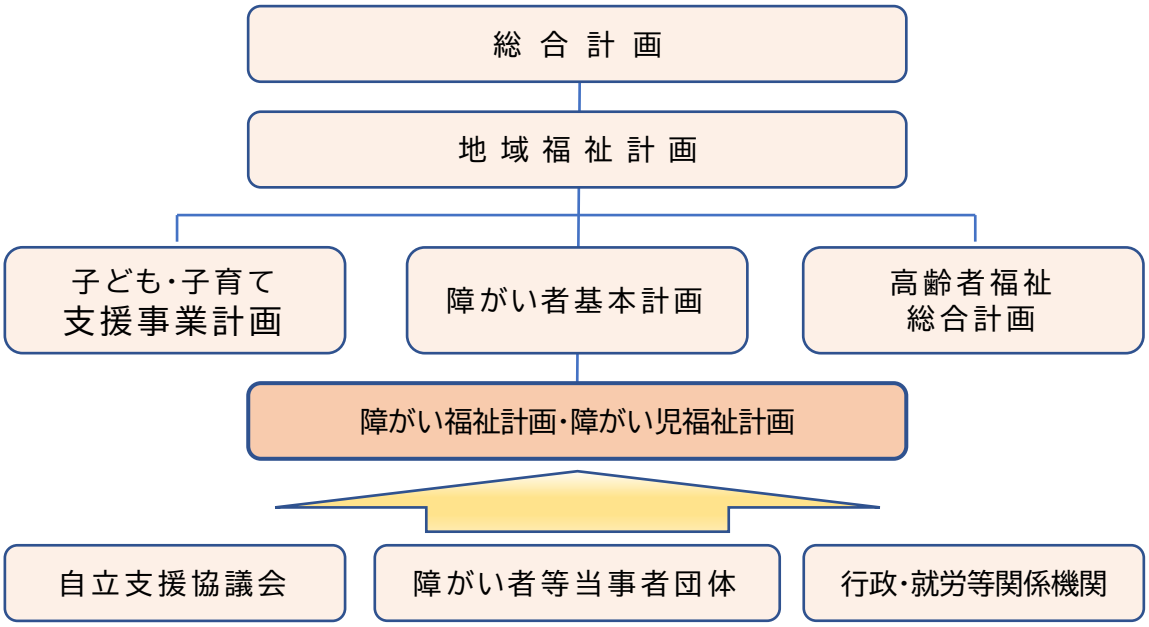

用語「○○○○*」は第３編に解説あり

福祉施策を構成する各計画は、障がい者等で構成されている当事者団体をはじめとする関係機関との連携や協議により成り立ち、互いに連携して福祉施策の推進を図る体系となっています。「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は「障がい者基本計画」の実施計画的な位置付けであり、市の関連計画との整合性を図りながら策定しています。

３　障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の期間

上田市障がい福祉計画及び上田市障がい児福祉計画は計画期間を３ヵ年とし、その計画期間における障がい福祉サービス*の見込量や提供体制確保のための福祉施策について、国の基本指針に則して策定します。

策定に当たっては、第５期上田市障がい福祉計画と第１期上田市障がい児福祉計画の内容について評価・点検・見直しを行い、該当計画期間の目標数値と見込数を設定しています。

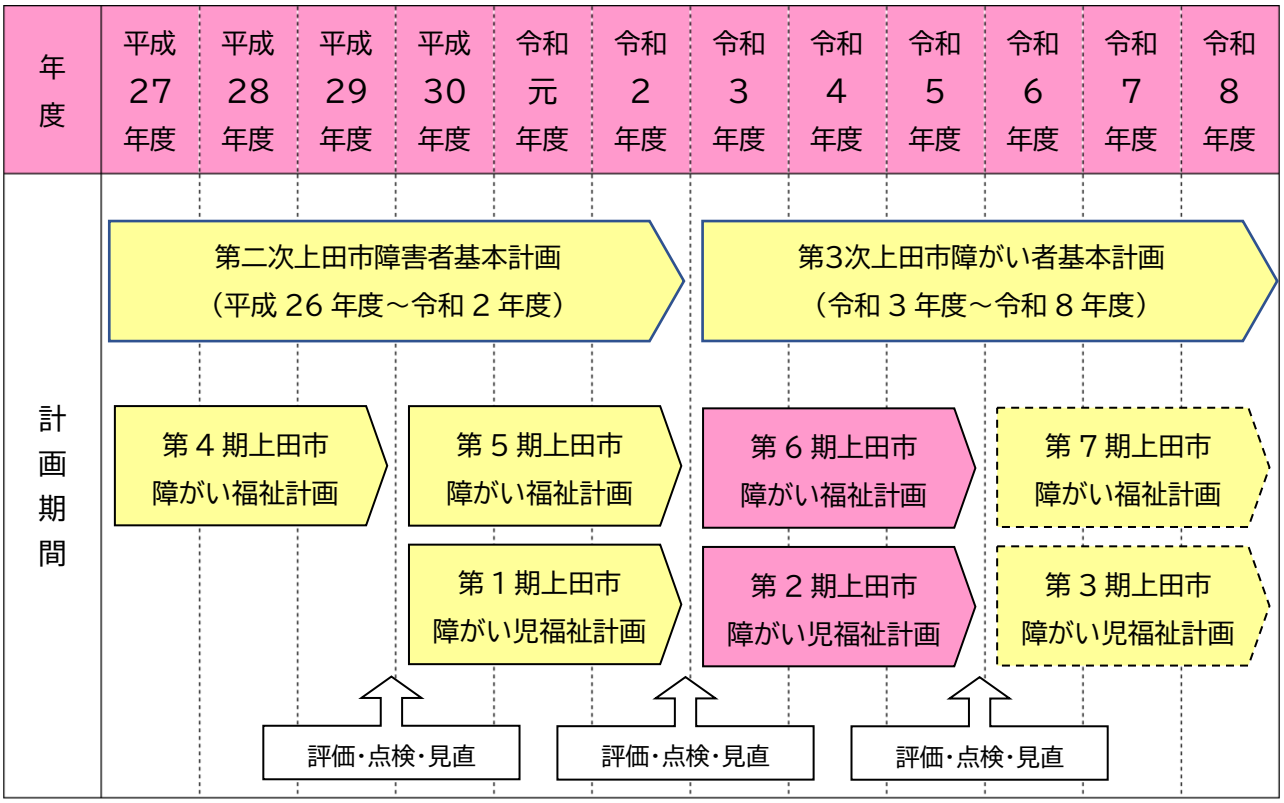

４　障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の点検と評価

障がい福祉に関する計画等の評価・点検・見直しは、「上田市障害者施策審議会*」において、意見を求めながら対策を講じるとともに、「自立支援協議会」における上小圏域内の施策の調整と連携を図っていきます。

また、計画策定に際しては、当事者団体をはじめ、施設機関、医療機関、教育機関、就労関係機関等と連携をとり、広く意見等を反映させながら策定します。

用語「○○○○*」は第３編に解説あり